# 第4回 学校適正規模・適正配置検討委員会 について

令和5年7月27日(木) 18:45~

@教育文化会館 第1研修室

- (1) 学童保育(放課後児童クラブ)について
- (2) 共育コミュニティ本部について
- (3)地域防災について

- (1) 学童保育(放課後児童クラブ)について
- ①本市の現状
- ・施設数 25 (小学校内設置 23、専用施設設置 2)
- 対象 小学生(保護者の就労等要件による)
- 定員 一施設あたり概ね40名以下
- 時間 (原則)平日3時間以上、土曜8時間以上
- 利用者 約930名 (R5.4登録数より)
- ・運営 市から補助金を交付し、NPO等で運営実施
- ・備考 小学校敷地内に学童保育が無い恋野・清水小学校の児童はタクシーで送迎

- (1) 学童保育(放課後児童クラブ)について
- ②他市の事例

	奈良県五條市	青森県黒石市
運営形態	直営	委託(社会福祉協議会など)
実施場所	小学校等	児童館や公民館
学童の統廃合	小学校の統廃合にあわせて 廃止	統廃合は行わず旧小学校区の まま継続
送迎	保護者の送迎	学校から学童の距離が2km 以上の場合、バス送迎

- (2) 共育コミュニティ本部について
- ①共育コミュニティ<u>(実働体)</u>

…地域・家庭・学校が一体となって、子どもの豊かな育ちや学びを支える中で、子どもも大人もともに育ち育て合い、人と人とのつながりをより深め、暮らしやすく活力のある地域づくりを目指す活動(参考:第3期橋本市教育大綱)

【具体例】学校支援(授業補助、図書ボランティアなど) 地域貢献(地域清掃、合同防災訓練など)





- (2) 共育コミュニティ本部について
- ②共育コミュニティの設置時期(参考:学校運営協議会の設置時期)

年	共育コミュニティ	学校運営協議会	備考
H20	高野口地域		
H21	学文路•清水地域		
H26	紀見東中学校区		
H28	隅田中学校区		橋本中央中学校開校
H30	紀見北中学校区 <b>橋本地域、山田地域</b>		H29~R1 県CS導入推進期間
R1		全小中学校に設置	

\_\_\_\_

旧中学校区単位

各学校単位

- (2) 共育コミュニティ本部について
- ③共育コミュニティ本部と各小中学校の関係



- (2) 共育コミュニティ本部について
  - ④橋本中央中学校の地域連携の現状について

視点	メリット	デメリット
子どもの学び	<ul><li>各本部の地域資源を活用できる(ヒト・モノ・コト)</li></ul>	・地域資源までの距離が遠くなり、 生徒の移動手段が問題になる
コーディネーター	<ul><li>複数のコーディネーターが 活動し、横のつながりが強化 される</li></ul>	・活動が広範囲になり負担感が増 し、成り手が不足する
学校担当	- 顔の見える関係が広がる	・会議が多いことによる負担感が 増える
ボランティア	- 関わる子どもの数が増える	<ul><li>学校までの距離が遠くなり、関わり方が薄まる</li></ul>

#### (3)地域防災について

①災害時の拠点避難所としての学校施設 風水害14校/18校 地震18校/18校 (橋本小学校と橋本中央中学校はあわせて1校としています)

#### 廃校や学校移転後の施設

- ・旧信太小学校体育館 ⇒ 拠点避難所(校舎は民間に賃借)
- ・旧西部中学校体育館 ⇒ 拠点避難所(校舎は民間に賃借)
- ・旧学文路中学校体育館⇒ 拠点避難所(校舎は解体)(学文路東体育館) 校舎跡地に公民館やこども園建設
- ・旧橋本小学校体育館 ⇒ 拠点避難所(校舎は解体) (東家体育館)

- (3)地域防災について
- ②学校・地域・行政の連携の場としての学校

学校:「総合的な学習の時間」において様々なテーマを取り扱い、課題解決の ための資質や能力を育成、防災関連の学習も

地域:「共助」による地域の防災力向上のため、自主防災組織などで防災活動 や訓練を実施

行政:防災意識の向上や防災に関する情報提供のため、出前講座の実施、小学生への「やさしい防災ハンドブック」の作成・配布、防災に関する情報提供(HPやメールに加え、ラインの活用など)の実施

学校が地域(自治会、学校運営協議会、保護者など)や行政と連携しながら、 防災体験学習や防災キャンプなど防災について学び、子供たちの防災意識、 地域の防災力を高めてきた ⇒ 「取組の継続」

# テーマ8 スクールバス等の状況

### テーマ8 スクールバス等の状況

#### (1) 通学距離の考え方

#### ①国の基準

小学校:おおむね4km以内おおむね1時間以内が目安

中学校:おおむね6 km以内おおむね1時間以内が目安

なお、スクールバス導入時は、この限りではない

(参照)・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等の関する法律施行令第4条第1項第2号

・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

#### ②現行の基本方針の基準

小学生:おおむね3km程度または徒歩で45分程度

中学生:おおむね5km程度または徒歩で60分程度

統廃合により上記基準よりも超える場合には、バス通学等の改善策の検討

### テーマ8 スクールバス等の状況

- (2) 市内のスクールバス等の制度
  - ①スクールバス

橋本中央中学校:山田•吉原

現基本方針に基づく統廃合が実施され、通学の改善策として実施

隅田小学校 : 河瀬・下兵庫・霜草・山内・平野 隅田町内3小学校の統廃合が実施され、通学の改善策として実施 (R5年度から民間バス会社の路線廃止に伴い、通学バスの定期券補助を行っていた児童を対象に実施)

- ②遠距離通学児童生徒援助事業(タクシー補助)
- 彦谷、谷奥深、北宿、南宿の児童生徒
- ・田原、九重、上中、下中、嵯峨谷、竹尾、西川の通学片道3キロ以上の児童 (信太小学校廃校にあわせて、田原、九重、上中、下中、3キロ以上のルール を追加(H30~))